

反障害通信

24. 2. 18

144号

放射線被害について

わたしの父は、長崎で被爆し、家族を亡くし死線をさまよいながら、生きのびました。で、丁度40年後に肝臓癌で帰らぬひとになりました。入院しているときに、担当医に「被爆しているのですが、癌の発症と関係ありますか」と訊いたら、きっぱりと「関係ありません」と言われました。あまりにも、断定的な言い方にむしろ抵抗感も湧いたのですが、その担当医は被爆地長崎大学の医学部出身だと知っていたので、そのような知識があるのだろうと、想っていました。

放射線の影響

後に、フクシマ原発事故後に、反原発の運動に、元々反核ということがあり、さらに被爆二世や避難弱者としての障害問題という関心があったところで参加するようになって、集会での発言や本の中に書いてあったのでしょうか（整理ができていなくて文献を示せませんが）、晩発性の癌は、「30年か40年後に発症することがある」という話が出ていました。そして、長崎大学の医者で専門家が、フクシマ事故後、福島県立医大の副学長になり、福島県のあちこちで、「放射能はニコニコ笑っていれば恐くない」という非科学的な講演をして回っているのを知りました。後に、「非科学的」なことだったことを認め、何よりも精神的負担を軽くするのが目的だったと弁明していましたが、被曝されるままになった多くのひとを生み出したという責任を専門家としてどう考えるのか、という責任問題があるのだと思います。だから、「被爆地の医者だから」というのは、むしろ政府への忖度が働く反動的な医者・研究者もいることを見過ごしていたと現在のにとらえ返しています。

広島・長崎には戦後ABCという放射線の影響を調べる機関が作られました。「核兵器の威力の検証」という意味の恐ろしいことで、医者がいたのに情報収集だけして治療に当たらないとか、治療しないでどうなるのかということまで調べていたということで悪名高い機関でした。それが今、「日米共同研究」と称して、放射線影響研究所（放影研）として引き継がれています。

「30年か40年後に発症することがある」

さて、「30年か40年後に発症することがある」という話、そもそも米国側の非人道的兵器の使用という戦争責任の問題ともからんで、米国は「放射線被害は、多量に放射線を浴びた人は死に、白血病などの比較的早期にでる癌以外は、放射線被害などない」ということを当初言っていました。かつて、中曽根首相が原発病院を訪問し、「「気持ちの持ち方」の問題だから、気持ちをしっかりもって」と発言して物議を醸し出していました。被爆者は「ブラブラ病」とかその被害を認められず、揶揄され差別されてきた歴史があったのです。現在の放影研のホームページをみると、数十年後に「晩発性」の癌を発症することがあると書かれています。また癌だけではなく様々な疾病との関係も語られています。放

影研のホームページ、わたしは政府への忖度する機能を担っているのですが、どこまでデータが信じられるのか、懐疑的にならざるをえないのですが、それでも色んな科学的動向を見ていると、癌の発症のメカニズムとかも研究されているようで、現代的科学的知見からのとらえ返しが必要になっているのだと思います。

「科学的」ということで語られる非科学的なこと

そもそも「科学的」という言葉で、非科学的なことが語られてきたのです。例えば、岸田首相は、中国がフクシマ汚染水の海洋放出に反対していることに対して、「中国もトリチウム水を流しているのに、反対するのは非科学的だ」という批判していました。よくも原発事故を起こした国が「科学的」という言葉を使えるものです。非常用電源を水につかるようなところにおいていたことは「科学的」だったのでしょうか？ 地震大国と言われている国で原発を立てるということが、しかもことごとく活断層の上に立てることが「科学的」なのでしょうか？ そもそも、事故を起こした原発は沸騰水型の原発なのですが、お湯を湧かすのに、制御の難しい事故になったら大変な被害がでる原発を立てるということは、「科学的」なのでしょうか？

因果論から函数的連関というとらえ返しへの転換

わたしは専門的知識も、統計学的な知識もほとんど持ち合わせていず、さらに文献を読み解いていく語学力もないのですが、パラダイム転換論というところからのとらえ返しをしていく観点があり、そこからとらえ返ししていくことで、漠然ととらえられることが出てきます。すなわち、癌発症のメカニズムは、「30年か40年後に癌が発症することがある」という言い方は精確な表現ではなく、癌が発症しやすい年代になって、ひとつの機能として過去の放射線でDNAが傷つけられたことにより、癌発症のリスクが高まるということがあるようなのです。癌の発症のメカニズムを考えると、癌を抑える機能的なことと、癌を発症させる機能のようなことがせめぎ合っているようなのです。それは函数的連関態ということで表現されるようで、その中で、癌の発症に関わる函数の変数を探するという方法を採用ことになるようなのです。わたしは被爆二世（註）で、かつて転んでケガをすると必ず化膿していました。それがいつの間にかなくなりました。ホメオスタシスという概念があります。恒常性化と訳せるでしょうか、自然の修復力のようなことです。免疫力ともかさなる概念かもしれません。これはヒトという種の生命の維持というところでプラス的ファンクション（機能・函数）ですが、マイナス的ファンクションの話、例えば花粉症発症のメカニズムで、ある一定の花粉症を発症させるファンクションが蓄積される中で、一定の線を越えると花粉症が発症するという話を聞いたことがあります。癌の発症もこのような函数的連関態というところでのとらえ返し必要があるようです。

このような科学知、科学的方法論が出て来ているのに、一方では未だに、古い論理の因果論的知見がはびこっている現実があります。それは、保障を少なくするための論理として使い回されてきた歴史があるのです。そのことは、コロナウィルスワクチンの副反応や、フクシマ原発事故での小児甲状腺がん発症の分析にも、非科学的論理として出てきています。

すべてのひとに基本生活保障を！

こんなことを書いていくと、どこまで保障すればいいのか？という話ができます。そこ

での村度学者が登場してくる歴史があるのですが、そもそも国策としてやったことの責任はきちんととられねばならないし、わたしはそもそも個別賠償ということではなく、すべてのひとに生活保障をなしえる社会を作っていくしかないことなのではないかと押さえています。富が一部のひとに占有されている状況を解消しえたら、基本生活保障は実現可能になっていくのです。

(註)

被爆二世の保障を求める裁判が広島・長崎両方で始まっています。一審敗訴判決だったのですが、「遺伝的影響を認める研究は出ていないが、放射線の影響は全面否定できない」という、政府見解を押さえた判決内容になっています。まだ、因果論の範囲内での判決です。「黒い雨」訴訟では、内部被爆を認め、しかも、立証責任を加害側（本当はアメリカを訴えることですが、条約で国に責任に転化）である被告側に負わせた判決になっていて、国は法的整備をすとして和解して、控訴しませんでした。法的整備は十全ではなかったのですが、それでも一歩前進です。そもそも、科学はよく分からないことが多く、それでも、被害ということには責任をとらねば、とらせねばならないのです。 (み)

(「反差別原論」への断章) (74) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 144 号」アップ(24/2/18)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、23 年 3 月の末に二年ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

この著は、かなり分量が増えていますが、後一つで読書メモを終えます。残すは、「跋文」と文庫本などの解説だけになりました。

たわしの読書メモ・・ブログ 651 [廣松ノート (4)]

・廣松渉『もの・こと・ことば』勁草書房 1979 (5)

『もの・こと・ことば』の5回目です。最後の章に当たります。これは一つの章を二回に分けて、その後半です。尤も、最後に跋文があるのですが、本論はこれが最後です。

目次

序文

I もの・こと

物と事との存在的区別——語法を手かがりにしての予備作業——[646]

- 一 物・者・ものと事・言・こと
- 二 所謂「もの」と所謂「こと」
- 三 被指態(モノ)と叙示態(コト)

「事」の現相学への序奏——「知覚的分節」の次元に即して——[647]

- 一 「異一同」の位相
- 二 「統一轄」の諸相
- 三 「としての」の構制

II こと・ことば

「言語」と哲学の問題性 [648]

意味の存立と認識成態

- 一 言語と意味——諸説の査閲—— [650]
 - 1 意味=事物論
 - 2 意味=心象論
 - 3 意味=機能論

- 二 与件と意味——意味の雙関—— [650]
 - 1 機能と意味契機
 - 2 所知の存在性格
 - 3 与件の被述定性

- 三 意味と認識——二重の二肢—— 今回[651]
 - 1 知覚の象徴懐胎
 - 2 判断の存立構造
 - 3 認識の間主体性

跋文に代えて——「事」の存在性格と存立機制——

人名索引

さて、切り抜きメモに入る前に、この著で使われている記号、すなわち廣松さんの主に括弧類の記号の整理を表にしてみたいと思います。なお、文字通り「蛇足」になるとも思いつつも引用者のわたしがこれまでに使ってきた記号の使い方も並べてみました。これは既刊本（三村洋明『反障害原論』世界書院 2010）の 8P に載せています。

なお、これはあくまで仮の表で、基幹的学習の終わった後で、改めて整理します。

記号	著者の使い方（記号の意味）	引用者（わたし）の使い方
< >	表象・意味成態（体）・現象的標記	そのもの als solches 著者の使い方に準じて「 」
「 」	与件、契機・命題・叙示態	著者の< >と同じ&引用文
“ ”	言葉、文の引用	差別の根拠としての「差異」
傍点	（疑問符的）強調	下線（ <u> </u> ）で強調のみ 疑問的な語には「 」
‘ ’	使用例未発見	言葉
{ }	使用例未発見	価値ニュートラル・両義的異化
x	与件・所与・そのもの	< >
(a)	述定的意味、所知	著者の使用法に準じて
(a ₁), (a ₂), (a ₃) …	覚知の現実態、所知	著者の使用法に準じて

さて、本題に入ります。この箇所は、この著のまさに核心的なところで、「切り抜き」というより、ほぼ、全面的な打ち込み記載になっていきます。メモの意味がなくなるのですが、廣松さんは註的なことではなく、本文中に註的なことを書いていくこともあるのですが、この章は別立てにしています。だから、省くところがなくなっているのです。しかも、かなり細かい註が付いていて、それだけでも重要な課題となっていくことで、それが論考を掘り下げていく途を示すことにもなっています。全文打ち込みをするのなら、スキャナーで取り込んでワード転換という手法もあるのに、何をアナログな、と笑われそうですが、反復的学習という意味も込めてともかくやりきります。

II こと・ことば

意味の存立と認識成態

三 意味と認識——二重の二肢——

（この節の問題設定）「われわれは、前節での行文を通じて、言語的意味と対象的認識との相互媒介的な関連性を主題的に討究すべき局面にまで導かれた。意味と認識との関連を周到に論ずるためには、しかし、認識論上の種々様々な問題に關説することが必須となり、到底ここで期し得るところではない。本節では、それゆえ、論件を二三の機軸的・基底的な象面に絞り、しかも、認識としての認識よりも「意味」の存立機制に焦点を当てて、卑見を述べることにしたいと念う。」153-4P

1 知覚の象徴懐胎

「認識稼働と言語活動とは、系統発生的にも個体発生的にも、前者が後者に先行することは慥かであろう。がしかし、成人の認識活動は言語活動によって既に複雑な媒介を被っており、事態はもはや“まずは没言語的な認識活動がおこなわれ、その成果が言語によって表現される”といった二段構えの構成にはなっていない。成人の有する知識内容はもとよりのこと、認識活動そのものの在り方が「言語」によって深く影響されているのであって、

言語は決して“既成態の認識”を単に“表現する手段”といった外在的なものではない。——このことは、サピア&ウォーフの主張を俟つまでもなく、フンボルトをはじめ識者たちにおいては旧くから認められてきたところである。が、冀(「き」のルビ)求されるのは、認識ひいては文化の言語被拘束性を外部的・結果的な観察によって指摘したり確認したりすることではなく、如何なる機制において当の言語被拘束性が帰結するのか、そのメカニズムを認識論的に究明することにある。」 154P

「認識活動、わけでも基底的な知覚の次元は、高等動物を顧みるまでもなく、言語以前のかかなりの分節化を遂げることが可能であり、また、知覚的認識が条件反射の機制に支えられていることも慥かだと思われる。ここでは無論、そのような認識の心理・生理学的な次元に立入ることが要件ではなく、知覚的分節の次元での意味成体の存立機制を認識論的な視座から必要な限りで一瞥することが課題である。」 154-5P

「偕、知覚においては、対象的所知は「図」Figur の相で「地」Grund から顕出するという仕方で原基的に分節化しており、それはしかも単にその折りの射映的与件という以上の或るもの etwas Mehr, etwas Anderes として覚知されている。前節で用いた標記法をとれば、言語以前の知覚の場面においても、与件 x は単なるそのもの als solches ではなく、それ以上の或る基底相(a)として——カッシーラーの謂う「知覚の象徴懐胎」symbolische Prägung der Wahrnehmung! ——、謂うなれば質料・形相の合一体(σύνολον)として現前する。」 155P

「この(a)は、さしあたり言語以前の相で心理学者のいわゆるいえば、「図」Figur の次元に属するにせよ、この「図」はすでにゲシュタルト的な安定性(函数的移調性)をもっている。例えば、常用のノートについてのインクのシミが一つの「図」として知覚されるとき、この「図」は光線の具合で色彩・色調が変るし、ノートの傾き加減に応じて形も変わって見える。それにもかかわらず、それは当の同一のシミとして覚知される。つまり、色調や形姿という変項がさまざまな値をとりつつも、同一のもの(謂うなれば、同じ函数)として覚知される次第である。或いはまた、並んでいる三つの黒丸が三つの同じ(同形の)「図」として覚知されるような場合、それらの黒丸は、個体的に別々でありながら同じ図として意識されるかぎり、この<図>はすでに一種の類的普遍に通ずる仕方で“非特個的” “函数的”な“普遍性”をもっている、とすることができよう。こうして、対象的知覚は、それが「図」として分節的に現前するという前言語的次元においてすでに、この(a)が非特個的・函数的な普遍・不易性の相を呈するのである。」 155-6P

「爰で結論先取的に誌しておけば、——そもそも、言語の象徴機能が成立しうるのも、所与の x を、単なるそれ以上・以外の或るもの=所知(a)として覚知するという機制に負うものであるが——知覚的認識の言語的拘束性が成立しうるのは、所与 x が単なるそれ以上の(a) (さしあたり“函数的存在性格”の或る所知)として覚知されるというこの原基的構造のもとで、「図」(a)の分節様態が間主観的な言語活動の在り方によって規制されることに負うてである。が、この間の事情について好便に立論するためにも、あらかじめ既成態に留目する便法をとることにしよう。」 156P

「言語記号も亦さしあたっては一つの知覚的現象(「図」)として現前するが、例えば“犬”という文字ないし“イヌ”という音声に接するとき——これらの記号はまさに Gestalt 的な

安定相で示差的なひとつの記号として覚知されるのだが——、われわれは単なるそのような視聴覚像としてそれを受取るのではなく、それ以上の或るもの、まさしく<犬>として覚知する。文字“犬”ないし音声“イヌ”と、それがそれとして覚知される意味<犬>とは別段「似て」いるわけではない。が端的に、それは<犬>として覚知される。一方、実物たる犬、ないしは、写真なり絵画なりの犬、さらには、記憶的・想像的な心像として泛かぶ犬、——ここにいう犬は Gestalt 的な安定性をもって表象されるのだが——これら与件たる犬を覚知するとき、われわれは単なるそのような物体・画像・心像としてそれを受取るのではなく、それを<犬>として覚知する。ここでも<犬>なるものが与件と別段「似て」いるというのではない。というより、<犬>そのものとは何か、それが如何なるものであるのかを反省的に顕示しようとするとき、前節でその函数的性格を指摘しておいたように、それ自身は *realitas* (心的であれ物的であれ)とはおよそ存在性格を異にし、非特個的普遍性、超時空的不易性をもった *etwas Ideales* としか言いようがない。<犬>そのものを、例えば本質直観といかいうような仕方で、明晰判明に表象することは不可能であり、<犬>とは、如実にはいかなる形、大きさ、色、etc.のものであるのか、いかなる性質のものであるのか、問い詰められれば、誰しも答に窮することであろう。<犬>そのものとはいかなるものであるか、如実の相では“知らない”のが実態であるとみとめられねばならない。それにもかかわらず、われわれは一方においては“犬”という文字や音声に接するとき、他方においては「犬」という現物や画像に接するとき、それはほかならぬ<犬>として覚知するのである。——このことが、先に論じておいた「述定的意味」の「論理的先験性」と相即することは更めて指摘するまでもないであろう。このことはまた、嚮にみておいた「代表観念説」のプロブレマティックとも関係する——。「記号」と“現物”とが借(「とも」のルビ)にそれとして覚知されるところの *etwas Identisch-Ideales*[同一のイデアールな或るもの]かかる或るものとして<意味>が存立する。」156-7P

「このように論ずるとき、<意味>はいかにも神秘的な存在であるかのごとき印象をうける。がしかし、そのような<意味>なる *etwas Ideales* が独立自存するかのように思い做すとすれば、それは物象化的錯認である。実態は如何？ われわれは、前段においては、記号“犬”が<犬>として、覚知されることが既成・既定化した場面に即して論じた。しかし、これはアプリアリに確定してる事態ではなく経験的に成立した事態なのであり、それは一定の変容過程を経て成立したものである。経験的な形成過程なくしては「<犬>としての覚知」は存立しえない。——このさい、同じく記号“犬”といっても、発音の仕方や、声の調子、等々、千差万別であるし、与件「犬」といっても、現物的・画像的・心像的な犬の、射映的ないし事例的な定在は、これまた千差万別である。それにもかかわらず、これは千差万別の定在諸形態をとる Gestalt としての謂わば函数的にそれぞれ同一視されるかぎりでの、記号“犬”と与件<犬>とが指称的統一の関係におかれる。これは生理学的にいえば、条件反射の機制にもとづくものであろうが、この事態が当事主体の意識野においては、「犬」が「図」的に明識されているときには、“犬”が「図」的に明識されず、逆にまた“犬”が明識されているときには「犬」が明識されないという機制が働くこともあり、与件「犬」が<犬>として、記号“犬”が<犬>として、という覚知の在り方の既成化をもたらす。」157-8P

「レアールに存立しているのはかかる二项目的な志向意識の態勢であり、かつそれにつき

る。だが、人は、所与の記号なり現物なりが<犬>として覚知されるという内省的な事実から<犬>なるもの、つまり、「述定的意味」としての<犬>を何かしら自存的な或るものであるかのように表象し、この物象化に俟って、*etwas Indaeles* としての「意味」的存在なるものを措定する(そして甚だしきに至っては、それを一種の形而上学的実在として認めようとすら試みる)仕儀となる。実態においては、しかし、繰返し銘記するまでもなく、上述の二重化された指称的統一関係、「として」覚知するという二肢的な統一、この機能的事態が存立するのみである。このかぎりでは<意味>という *etwas Indaeles* は、謂うなれば虚焦点 *focus imaginarius* のごときのものであり、プラトンのイデア論との応接を敢て意識していえば、虚像というよりも虚光源のごときのものである。とはいえ、この虚焦点の物象化がおこなわれるのも故なしとはしない。そもそも千差万別の相で現前する「犬」を記号“犬”で指称するさい、基底的には如何に条件反射によるものであれ、それらの汎化と分化は、“世人”がそう呼ぶか呼ばぬかの一連の体験——むしろ、*miss use* を不断に“他者”たちからサントナル(*sanctional* 賞罰的)に矯正される体験——を通じて漸次確立するのであり、所与 *x* が所知(a)としてあるのは、単に私という一私人にとってではなく、“世人一般”に対してであるという間主観的な対他的妥当性の *belief*(信念)が随伴している。そして、この間主観的=共同主観的妥当性の意識が客観的妥当性の意識と二重写しになるため、<意味><(a)>は、客観的に実在して、間主観的な認識の対象となる或る自存体であるかのように物象化的に錯認される次第なのである。」158-9P

「われわれは<意味>という *etwas Indaeles* が自存するという物象化的錯認を対自的に斥け、この物象化がいかなる機制に負うものであるかを指摘しつつも、——裏返していえば、前記の二肢的二重性の機能的連関、対他—対自的な指称的統一、実態においてはこれしか存立しないことを銘記しつつも——、しかし、<意味>[厳密には、「述定的意味」]なるものを敢て自存的に表象するかぎりは、まさに普遍性・不易性・先験性をもった函数的存在性格の或るものとしてそれが思念されざるをえないという事情を諒とする。今や、この思念に暫く仮託するかたちで判断的認識の次元に議論を進め、そこから反照することにしよう。」

159-60P

2 判断の存立構造

「判断といえ、これこそが認識の“分子的単位”とでもいうべきものであるが、一般的には、“判断とは二つの概念の結合である”と了解されている。この際、しかし、例えば「リンゴは果物である」という判断における、二つの概念、つまり、主語および述語で表わされる両つの概念とは、そもそもいかなる内実のものであるのか？ また、両概念の「結合」とはいかなる性格の結合であるのか？ さらにはまた、判断とは果たして、主・述両概念の単なる結合であるのか、単なる「結合」という以上の或るものではないのか？ われわれは、早速に、これら一連の問題に答えることを要求されるであろう。」160P

「前節での行文中、既に述べておいたように、「リンゴは果物である」というたぐいの文章の意味内実、意味論的に分析するとき、「与件 *x* はリンゴである。この(リンゴである)*x* は果物である」というように、二重の指示・述定構造からなるものと見做される。このかぎり、文法上の主語「リンゴ」は、意味機能上は、「*x* はリンゴである」という第一段階における「述語」であり、述定詞なのであって、真の主語たる *x* は文面上には現われない。

が、ともあれ、判断の原基的意味構造においては、真の主語で指示される対象(指示的意味)に関して述語で述定される意味(述定的意味)が“結合”される。この「指示—述定」の意味成体をわれわれは「叙示的意味」と呼ぶことにしよう。この「叙示的意味」こそが判断の意味成体をなすものにほかならない。——ところで「叙示」の二契機たる「指示」ならびに「述定」について前節で論考したところによれば、「指示的意味」そのものは、究極的にはアリストテレスの第一質料と同趣の論理構成上、それ自体を積極的に規定することのできない或るものに帰向し、「述定的意味」そのものも自存的な存在体ではない。両者はあくまで機能的相関性のもとにおいてのみ、一方は「指示的意味」(質料的契機)として、他方が「述定的意味」(形相的契機)として措定されるということとどまる。以下の行文中では、しかし、「指示的意味」そのものを究極的な場面にまで逐一遡行するには及ばぬかぎりで、「リンゴは果物である」という場合の「リンゴ」、つまり「リンゴであるところの x」という規定態を、述語(果物)による述定の与件(指示的对象)として扱うことにしたい。それゆえ、以下の取扱いでは、「指示的对象」というのは既にして先行的な第一次的述定(xはリンゴである)に媒介されたもの(x als(a))であっても差支えなく、それが(文法上の述語によって今から)述定さるべき与件を指示的に現前せしめる機能を演ずるかぎり「指示的意味」と呼ぶ所以となる。この取扱いのもとでは、指示的意味は、レアルな対象的事物たりうるが、(a)のモメントの故に、レアル・イデアールな存在体と呼ぶことも出来よう。(尚「(a)としての x」「(a₂)としての x[als(a₁)]」という機制において「赤い花」といった句が成立する)。「述定的意味」についても、この函数的存在様式をとる普遍・不易な etwas *Indeales* が宛かも自存的に存立するかのごとき取扱いを敢ておこない、必要に応じてこの物象化的錯視を対自的に排却するという論述の方式を採ることにする——。」 160-1P・・・*関係の第一次性の論理*がここでも

「諸、主概念と賓概念との「結合」と称されるもの、これは原基的には指示される対象 x を述定される意味(a)として措定することの謂いであって、二つの心像的表象の結合ではないなるほど、例えば、「この球は重く、あの球は軽い」というような場合、球の表象と重い・軽いの表象とが別々に泛かび、かつ、両者が結合されるという心理的事実が見出されるかもしれない。われわれの考えでは、しかし、そもそも、ここに泛かぶ表象は「判断」にとって副次的なものにすぎない。それは、例えば“犬”という語を聞いて、自分の飼犬ポチの姿を表象することがあるとしても、その表象が“犬”という言葉の意味<犬>なのではなく、ポチの表象は所詮副次的なものにすぎないのと同趣である。因みに、ここでの眼目は<犬>なのであって、これは記号“犬”がそれとして了解される etwas であり、隅々泛んだポチの表象も(ポチの現物・知覚像であっても同断だが)、それ自身が直ちに意味<犬>そのものなのではなく、泛んでいる表象は、いふなれば函数<犬>の例示的特定形態(特定の値で変項を充当したもの)にすぎない。判断にさいして表象が泛かぶかどうかは副次的な現象にすぎないということ、換言すれば、心像的表象が泛かぶことなしにも判断が成立するという、このことは抽象的・学理的な判断などのケースを考えてみれば容易に納得される筈である。判断にとって、表象の随伴は必然的な契機ではない。従ってまた、判断の意味成体は、それ自身は決して結合表象ではなく、判断の意識作用は表象を結合するはたらきに存するわけではない。」 161-2P

「判断の意味成体、つまり、指示的与件 x を所知的意味(a)として述定する「叙示の意味」成体は、しかし、それ自身で「判断」なのではない。当の意味成体は、単なる仮定や疑問の場合にも既に存立するのであり、疑問や仮定と「判断」とが岐れるのはヴィンデルバントの謂う *Beurteilung* (価値判断)の次元、従って、陳述様相の差異性においてである。そして、この「陳述様相」は、前節でわれわれの規約した意味機能の分節化においては、「表出」機能の一斑をなす。このゆえに、「判断」を判断たらしめる契機を確定するためには、「表出」機能をも射程に収めなければならない。」 162-3P

「判断論としての判断論においては、判断の質・量・関係・様相のそれぞれに立入り、またその各々に即して意味構造を具体的に分析する作業が必要とされるが、また、意味機能論においても「表出」の機能はその多様な内実に即して考究することを要件とするが、ここでは、極めてシェーマーティシュに論じることかぎり、判断意味成体の「妥当性」を論じ、表出機能についても、「妥当性」の陳述に論件を限定することで次善としよう。」 163P

「偸、判断では——ユーバーヴェークの有名な定義がそのまま通説というわけでは決してないが——主語と述語とを結合することを枢軸とするものではなく、当の主語・述語結合態でもって表現される「判断的意味成体」の客観妥当性の認定を眼目とすると謂われる。その際、謂う所の「客観妥当性」とは何か？」 163P

「論者たちは非常に屢々(しばしば)、主観の側に属する結合表象(主語概念と述語概念との結合態)なるものを一方に立て、そして他方に、それに対応する客観的事態なるものを想定したうえで、次のように主張する。すなわち、判断的結合表象が客観的事態と模写的に一致している場合、当の判断は客観的妥当性(真理)であり、客観的妥当性であれば、それは万人に対する普遍妥当性を有つ、云々。これは極めて多くの論者たちが採っている議論の構図であり、俗耳に入り易いが、しかし、理論的に検討してみれば到底維持されがたい。」 163-4P

「われわれとしては、論者たちが「結合表象」として考えているところのもの、および「客観的事態」と思念しているところのもの、さらには、両者の模写的一致と称さるところのもの、その内実を検討し、それが何をどう錯認したものであるかを究明しなければならない。「この花は赤い」「リンゴは果物である」という判断を例にとろう、論者たちによれば、一方に“この花は赤い”“リンゴは果物である”という“表象結合”があり、他方に<この花は赤い><リンゴは果物である>という<客観的事態>が存在していると謂う。前者、すなわち、判断における成体が決して心像的表象の結合態ではないこと、そのような心象が仮令(「たとえ」のルビ)見出される場合であっても、それが判断の本質的系なのではないこと、この点については上述しておいたのでここでは詳しく論考する必要はあるまい。論者たちの謂う“表象的結合態”に関して、猶必要な批判的コメントを添えるためにも、まずは、謂う所の<客観的事態>に止目しよう。論者たちの思念する客観的事態、<この花は赤い>ということ、<リンゴは果物である>ということ、これらのことは、物理的实在物ではない。この花は赤いにしても、<この花は赤い>は赤くもなければ、一定の空間的场所を占めるわけでもなく、枯れもしなければ鎖もしない。<リンゴは果物である>という事態のほうがより一層見定め易いが、この<客観的事態>はおよそ物理・化学的な *realitas* ではない。それでは、個々人の主観的心象なのかといえども勿論そうではない。それは、個々人の私念

を超えた“客観的事実性”をもった或る事であるには違いない。持って廻った言い方は罷(「や」のルビ)めよう。前節までの行論を想起すれば絮言を須(「もち」のルビ)いるまでもなく、それはまさに「xを(a)として措定する」という機制において定立する意味成体であって、——(a)の契機をそれ自身追求していけば、イデアールな *etwas* と云わざるをえなくなる次第であって——*realitas* とは存在性格を端的に異にする。翻って他方、論者たちのいう“結合表象態”もまた“xを(a)として措定する”という機制において存立する意味成体にほかならない筈ではないか。もしそうだとすれば、論者たちの謂う“結合表象”も<客観的事態>も、実は全く同じものということになるのか？ 論者たちは、一個同一の「意味成体」を二重視するという錯視に陥っているというのか？ 或る意味ではそうだと答えて得るが、両者を単純に同じものだというわけにはいかない。<客観的事態>としては<この花は赤い>にもかかわらず、主観的な“表象結合”においては<この花は白い>といった“誤り”の場合もある。では、“誤り”の場合を別とすれば、つまり“正しい”場合には、両者は一個同一 *ein und dasselbe* だという答になるのか？」 164-5P

「この問題に答えるためには、従前敢て閉却してきた「対妥当」「帰属」という契機を主題化しなければならない。「叙示的意味」つまり、言語活動の主体、判断活動の主体への「帰属」関係が無視するかたちで扱われてきたが、実際には、それは必ず一定の言語活動主体に帰属する。尤も、ここにいう言語活動の主体なるものは、有体の諸個人とは限らない。というよりも、精確に言えば、言語活動の主体は、彼が言語活動の主体たるかぎり、単なるレアリタス以上の<或る者>として存立している。この間の事情から確認していこう。」

165P

「現実の言語活動においては、聴者は、話者の叙示・表出を、さしあたり、話者に帰属する事柄として了解する。勿論、聴者は話者との自他的な区別を殆んど意識せずに“話に引き込まれる”ような場合もあるが、話者が“誤って”、例えば「クジラは魚の一種だ」、という発言をしたような場合、クジラは魚の一種だという主張は、話者に帰属するものであって、自分(聴者)に帰属するものではないことを覚識する。「クジラは魚の一種だ」、という叙示態は相手(話者)に帰属するものであって、自分(聴者)に帰属するわけではない。とはいえ、聴者が話者の立場を理解しているかぎり、当の叙示的意味成体は、或るイミでは聴者にも帰属していると言わざるをえない。聴者にとってみれば、本来の自分には帰属しないが、話者の立場を観念的に扮技しているかぎりでの自分には、当の叙示的意味成体が帰属しているわけである。このたぐいの事態を簡略に標記するために、「自分としての自己」と「他者としての自己」という言い方をすれば、言語的交通においては、言語活動の諸主体は、不断に「自分としての自己」と「他者としての自己」との“自己分裂的自己統一”とも呼べる状相で存立している。このさい、「自分としての自己」といっても、その「自分」というのは、さしあたり、分立する「他者」との相関性における自分なのであって、必ずしも生身のこの自分そのものというのではない。また、「他者」といっても、眼前の相手とは限らない。伝聞的な場合など、第三者でありうるし、しかもそれは「世人」といった不特定の他者でもありうる。「自分」も、この私とはかぎらず、「世人」の相でありうる。言語主体は一斑に「誰かとしての誰」という自己分裂的自己統一、二肢的二重性の相で存立するというまさにそのことにおいて、当該「言語」の主体として自己形成を遂げていく

ことができ、現に自己形成を遂げる。われわれは母国語たる日本語を語るさい、チョムスキー式にいえば、**ideal-speaker-listener** たる「日本語の言語主体一般」とでもいうべきものが語るであろうように語る。勿論、個性的な特性がどこまでもつきまとうにしても、当該国語の言語(「ラング」のルビ)主体一般の一具身とでもいった相に自己形成を遂げることに於いて、当該国語の言語活動主体たりうる次第なのである。これは言うまでもなく、具体的な言語活動の場で、その都度の具体的「他者」を扮技し、脱自的帰入する過程の蓄積をも通じて確立するものであるが、この過程は単なる記号操作の間主観的同調性(「コンフォーミズム」のルビ)を形成するという域にとどまるものでなく、まさにそのことを相即的に、認識活動の間主観的同調性を形成していく過程でもある。認識活動の言語拘束性の故に、われわれはヒトが語るように語り、<ヒト>が認識する様に認識するようになっていく。——前節で「世人」と誌しておいたものがことである<ヒト>にほかならない——。当事主体は、謂うなれば、「<ヒト>としての私」という相で言語活動を営み、「<ヒト>としての私」という相で認識活動を営む。主体に留目していえば「<ヒト>としての私」へと各自が自己形成を遂げている。」166-7P

「このさいの<ヒト>とは何か？ それには、いくつかの層を認めうるが、最も普遍化された位相では、それは老人でも青年でも、男性でも女性でもなく、それでいて誰でもありうるような、まさに“函数的”存在性格の或る者であり、まさに非特個の普遍性、超時空間的不易性をもった *etwer* アイデアールな主体である。この者は、言語の次元では「言語活動の主体一般」(理念化された言語主体)として、認識の次元では「認識活動の主体一般」(理念化された認識主体)として、形象化される。こうして、言語的・認識的活動の主体は、彼が「<ヒト>としての私」の相で存立するかぎり、単なる生身の特個的な存在者ではなく、かの「(a)としての x」ではないが、単なる個体以上のアイデアールな或るものとして、二岐的二重性において現存在する。167-8P

「爰で、判断の存立構造を省みるに、われわれは判断をおこなうに際しては、——単なる「私としての私」の私念を表明するのではなく——、謂うなれば<ヒト=判断主観一般>の見地を僭称するかのごとき相で、「<判断主観一般>としての私」の“資格”で述定的陳述をおこなう。勿論、反省によって、当の資格づけに欠けることが対自化される場合も生じうるが、判断をくだす折りの思念に即していうかぎり、<判断主観一般>の見地が *für uns* には当事主体によって扮技されている。そして、判断の客観的妥当性・真理性の覚識というのは、実は、判断意味成体の<判断主観一般>への対妥当的帰属性の覚識にほかならない。」168P

「先程来の例、「この花は赤い」「リンゴは果物である」に即して、論者たちの謂う“表象結合態”と<客観的事態>との“模写的合致”云々の議論に立返って言えば、<客観的事態>というのは、<判断主観一般>に対妥当的に帰属するものと思念されている叙示の意味成体であり、“表象結合態”というのは、さしあたり「私」に帰属するものと思念されているかぎりでの叙示の意味成体である。ここにおいて、もし、「xを(a)として措定」した叙示の意味成体を恰かも自存的なもののように見做し、それが<判断主観一般>に帰属したり、「私」に帰属したりするという仕方で表象するのであれば、そのかぎりでは、一個同一の意味成体の二重帰属を云為することも一応可能である。が、いずれにせよ叙示の意味成体なるも

のが自存するわけではないのであるから、<判断主観一般>に帰属する意味成体と「私」に帰属する意味成体とは一応別々に立て、これら“二つ”の意味成体の一致または不一致を問題にすることも可能である。——これら二途のいずれを採るかによって陳述様相の差異の処理方式が異ってくる。そして、これが、判断の質、つまり肯定・否定の処理に関して響いてくる。が、原理的にはいずれの方途も斥けられない。——論者たちの謂う<客観的事態>と“表象結合態”との模写的一致・不一致という発想の図式は、“二つ”の成体を立てる後者のパターンになっているといえよう。そこで、今かりにこの第二途に仮託していえば、判断の客観的妥当性として論者たちの思念する事態は、「私」に帰属する判断意味成体と<判断主観一般>に帰属する判断意味成体との一致ということになる。われわれとしても、真・偽の区別を論じる文脈で、“二つの”叙示の意味成体の存立というプロブレマティックを立てる必要に当面するが、——しかし、いずれにせよ、“表象結合態”も<客観的事態>もレアルに自存するわけではなく、従ってまた、両者が原像・摸像的に一致するわけではないのであって——、鍵鑰をなすのは、対私的に帰属する意味成体の<判断主観一般>への対妥当性である。」168-9P

「われわれは、今や、この判断のこの対妥当性溯っては、それ自身を自存化 *focus imaginarius! nichts* たる「意味」その“成体”の存立根拠を見定めるためにも、言語と認識との相互的媒介性と間主観性を論件としなければならない。」169P

3 認識の間主体性

「われわれは、行文中、認識の間主観性について間接的には幾つかの論脈で既にふれておいたが、ここでは「意味」の存立性そのものに関わる次元でこの問題に若干立入り、前項では敢て閉却した陳述様相についても多少とも論及しておきたいと念う。」170P

「「意味」は、さしあたり、対象的与件を述定的所知性において措定するという二肢的な機能的連関において存立するものであること、そして、そこにおける二つの契機を自存化的に表象するとき“悖理的な”難題に当面すること、われわれはそのことを対自化しつつも、「意味」の存立性、就中「述定的意味」がそれ自身としては宛然(「えんぜん」のルビ)一種の“形而上学的存在”であるかのように仮現する由因については追尋することなく、当の *etwas Ideales* に仮託しつつ議論を進めてきたのであった。その一方、われわれは漸く前項において、言語主体が「誰かとしての誰」という二肢的二重性において存立すること、そしてこの「誰」は或る問題局面では、かの「述定的意味」と同様、イデアールな存在性格を呈することを対自化するに到ったが、そこではまだ、判断意味成体の<判断主観一般>への対妥当的帰属を云々したのみで、イデアールな言語主体と「意味」との関係、況んや「言語」との関係には関説するに及んでいない。——これら遺された案件に必要最小限なりとも応え、言語的記号、言語的意味、言語的主体、これら三者の相互媒介的連関性を認識論的な視角から論考することが本稿の課題である。」170P

「偕、認識の間主観的一致性が存立するのは、何を措いてもまず、「述定的意味」((a))の間主観的同一性が媒介になってのことである。視角を変えていえば、このことは認識主観が「述定」を「対他一対自」的に帰属化させ、——超越的な視点からみれば、よしんば他者に関する帰属性は *vermeinen*[思い込み]にすぎないとしても、当事主体にとっては、言語的交通の進展過程において当の *Vermeinung* が安定的に維持されるかぎり、それを学知的

な省察の見地からいえば——“共有”している事態の謂いとなろう。認識主観は、「意味」のかかる「対他—対自」的帰属・共有において、自他の“同型化”を進捗せしめ、そのことによって<ヒト>としての我、ひいては<認識主観一般>としての我へと自己形成を遂げていく。が、現実的過程としては、それは「言語記号」を介した反応的「喚起」の一斑なのであり、言語体系、意味体系の“共有化”と、言語主体としての“同型化”とは、同一事態の両側面・楯の両面にほかならない。しかも、言語活動という間主体的な営為は、対象的関心の向け方、従って、「図」の現前化と分節化の在り方をそれが規制するため、対象的与件群の分類方式のみならず、そもそも対象的認識の相在を知覚の次元にわたって規定する所以となり、ここに認識の言語被拘束性が成立することになる。——勿論、認識の言語被拘束性といっても、言語の在り方は生活の具体的在り方と相関的であり、言語体制と生活体制の相互媒介的拘束性を閉却できないが、さしあたり、この言語・文化・社会的拘束性を言語拘束性で象徴させて話しておけば、——まさしく、「言語」的交通を通じて認識主観の“同型化”が進捗する次第となる。そして、認識主観としての同型化とも相即的に、言語活動の主体が当該言語体系・意味体系の“共有者”として自己形成を遂げるかぎり、一方では、当該の「言語」(記号・意味・文法体系)なるものが恰かも有体の諸個人を離れて自存するかのごとく物象化された相で表象され、これがイデアリジーレンされると共に、他方では、当該「言語」(「ラング」のルビ)の主体なるものが、これまたイデアリジーレンされる所以となる。この物象化された表象に仮託していえば、「意味」なるものは(ラングの次元での「記号」も同様であるが)、単なる有体の諸個人としての私人ではなく、<ラング的主体>とでもよばれうるイデアールな言語主体に帰属する相で存立する。」 171-2P

「茲において、所与の対象的与件 x を(a)という述定的所知として知覚する主体、すなわち「(a)としての x 」という叙示的意味の帰属する主体は、単なる私人ではなくして「<ラング主体>としての或る者」と謂うことができよう。範式的にいえば、所与の或るもの x を単なるそれ以上の或るもの(a)として、或る者(具身の主体)が単なるそれ以上の或る者(ラング主体)として述定・表出する。かかる、二重の二肢的構造連関、都合、四肢的な構造連関において言語活動が存立する。そして、この構造はそのまま、認識活動の存立構造にもスライドされうるのであって、けだし、認識の間主観性は、「意味」の“共有化”と相即する認識主観の“同型化”と相待する所以である。」 172P

「ところで、しかし、所知的「意味」なるものがイデアールな存在体(つまり、非特個的な普遍性・超時空的な不易性・前経験的な先験性といった存在性格を具有する或るもの)として在るわけでも、また、イデアールな「言語主体」なる者が居るわけでもなく、これらはそれ自身としては実在しない(そのかぎりでは nichts である)以上、イデアールな意味(a)がイデアールな言語主体 M に対妥当的に帰属すると主張しても、それは空中樓閣にすぎないのではないか？ われわれは、今ここでは、実体主義的世界像の排却とか、関係の第一次性とか、存在論上の問題次元に立入ることは差控えざるをえないのであるが、とりあえず、次の点までは諒解をとりつけることができるものと念う。——実在するのは、もっぱら、レアールな言語活動(その諸契機たる言語記号、言語主体、言語機能)であり、そこにおいて実的(「レアール」のルビ)に見出されるのは、与件 x を単なるそれ以上の所知(a)として覚知するという、この与件の特殊ケースとして言語記号(能記「a」)も含まれるということ、

そして、所記 x と能記「a」とが俱に単なる与件としてそれ以上の(同じ)所知(a)として覚識されるということ、加之(「しかのみならず」のルビ)、「所知」の示差的分節の在り方は「能記」の示差的分節の在り方と相互媒介的・相互拘束的であるということ、このたぐいの事項にとどまる。とはいえ、与件は同じだと思念される場合であっても、それをいかなる所知性において覚知するかによって(つまり、(a₁)として覚知するか、(b₁)(c₁)……etc.として覚知するかに応じて)意識事態が一変してしまう。(反転図形や隠し絵などの場合にこのことが典型的に顕れるが、これは構造的には決して特殊例外的なケースではなく、まさに一般的機制である)。それゆえ、いかなる所知として与件を覚知するかということ、これがフェノメナルな対象界の規定的因子であることは否定できない。このかぎり、謂うところの意味的所知(a)は、つまり自存化させて考えるときイデアールな存在性格を呈するこの或るものは、それ自体としては nichts であるににもせよ、フェノメナルな対象世界の分節状相と相在を学知的に分析・記述するにさいしては必須の契機である。(この点では、諸々の図形を分析・記述するにさいして、純粹幾何学上の「円」とか「三角形」とかいうイデアールな「図形」「形相」の措定が必須であるのと同趣である。精確に言えば、幾何学上のイデアールな「形相」は「意味」の一部分たるにすぎない)剩え、しかも、この意味的「所知」(a)の分節と相在は、言語的交通を通じて変容・修正を蒙っていき、成人においては、間主観的に“共通”な在り方をするようになっていくことが認められる。勿論、言語主体は、完全に同型化してしまっているわけではなく、各自の個性性を遺しているが、意味的所知(a)を“共有”しているかぎり、単なる個人的私人以上の言語主体へと“同型化”を遂げているということ、この事態を学知的に分析・記述するにさいしては、とりわけ、言語体系・意味体系の“共有”者の次元でイデアールな「言語主体」なるものを措定することが必須の要件となる。こうして、イデアールな<意味>ならびに<言語主体>は、さしあたり、学知的記述概念として措定されるものであるとはいえ、現実の言語活動における所知の“共有化”ならびに主体の“同型化”という現与の事態をイデアリジーレンしつつ措定したものであって、決して単なる空中樓閣ではない。それどころか、それは当事主体における“物象化”された意識事態に照応するものであって、学知の恣意的な措定ではない。われわれとしては、このような事情に定位して、イデアールな<意味>と<言語主体>なるものと相関的に——爾他の言語的活動の諸契機(かの質料的契機やパロールの主体、等々)との聯関態における一射影として——、措定する次第なのである。」 172-3P

「右には、とりあえず「述定的意味」の契機を念頭において誌したのであるが、われわれの考えでは、「意味」は、言語的記号が間主観的交通において媒介的に演ずる指示・述定・表出・喚起の諸機能と相関的に、多重的な諸契機からなっており、単質的なものではない。」

174P

「われわれは、言語活動における“所記”たる「意味」を——話者が共同主観的なラング主体としての自己形成と相即的に、与件をイデアールな所知性において述定的に指示し、この叙示態を陳述的に表出すること、それを聴者がこれまた共同主観的なラング主体としての自己形成と相即的に、対他—対自的に帰属せしめ、そのことを介して話者による role-expectation(役割期待)に被喚起的応答をおこなうこと、かかる対与件的・対他者的な機能的連関——機能的構造に即して総合的に規定しようと図る者である。本書では、しか

し、表出・述定の契機に主題的に立入る違(「いとま」のルビ)を欠くため、言語学的意味論の具象的な規定場面へと議論を敷衍(ふえん)することはおろか、判断的認識の質・関係・様相を定礎する前梯にすら達し得ぬことを憾(うら)みとする。とはいえ、せめては、前々節で予備的に論及しておいた意味観の諸類型、すなわち、意味=事物論、意味=心象論、意味=機能論・作用論・規則論のプロブレマティックと絡めて、「意味」の諸契機に側面から光芒を当て、間接的になりとも、われわれ自身の視角を呈示しておきたいと念う。」174・5P

「先ずは、意味=事物論ならびに意味=心象論を睥睨(「へいげい」のルビ)して復唱を憚らず誌せば、「指示」と「述定」とは、所与 x を所知(a)として覚知するという構造的・機能的な連関において存立するのであって、所与 x なるものも所知(a)なるものも、それ自身として自存的に実在するわけではない。このかぎりでは「指示的意味」と「述定的意味」という意味の二契機は、いずれも自存的に実在するものではない。とかるに、学史的にみるとき、ミルの denotation(外延的意味)と connotation(内包的意味)フレーゲの Bedeutung(実理の意味)と Sinn(知覚・感覚)との二分法などは「指示」と「述定」のプロブレマティックに応ずるものであり、このようなプロブレマティックを必ずしも対自化していない理説にあっても、「指示」の対象は屢々具体的な実在であるものと思念されている。かかる思念が生ずるのは、われわれの見地からいえば、論者たちが所与「 x 」の次元と、既に被述定的な措定態となっている「 x als(a_1)」(a_1 として措定された与件 x)の次元と、混淆することに由来する。何故そのような混淆が生ずるのか？ その最たる機縁は、おそらく、論者たちが「指示」の典型として、眼前の事物を指差(「ゆびさ」のルビ)す“直示”を表象することであろう。人々は普通、話者が聴者の眼前で、志向的对象を指差すとき、指示されている当の対象が、まさに指差すというその営みにおいて“直示”的に聴者に覚知されるものと思入っている。なるほど日常的な会話の場面では、——例えば、本の表紙を指先で軽く叩きながら「コレ」と謂う場合、聴者の側では話者が表紙を指示しているのではなく、その本そのものを指示しているのだということを了解するし、タバコ屋のショーウィンドーのハイライトを指差して「コレ下さい」と言うとき、指差された当の箱ではなくハイライトという種類のタバコを指示していることを聴者は了解するという次第で——まさに指差すという動作だけで指示が完遂されるかのように思念され易い。しかしながら、——動作としては同じ表紙たたきであっても、「コレ(はデザイン賞をもらったものだ)」「コレ(は名著だ)」等々、表紙そのものを指す場合、本の内容を指す場合、等々が岐れうるのであって——「指示」は指差しという動作それ事態で完結しているのではなく、聴者の側での解釈的限定を俟ってはじめて成立する。(聴者の側での解釈的限定にとって、話者の指差し動作には重要な手掛りの一つには違いないが、それは所詮“手掛りの一つ”たるにすぎず、そこには種々様々な要因が協働するのであって、聴者は「場の脈絡」を勘案しつつ謂うなれば“連立方程式”の“解”として“指示されているもの”を特定する)。現に、話者は“正しく”“解釈的限定”を施して貫うために「コノ表紙は(つまり、表紙(a_1)としての与件 x als(a_1))」という言い方をしたり、「コレは名著だ」という述語づけによって、間接的に、コレという志向対象が本(つまり、本(a_1)としての与件 x)として解釈的に限定されることを促したりする。最早絮言は要せぬであろう。「指示」が指示であるのは、話者自身にとってではなく、聴者に対する間主観的な指示としてなのであり、聴者との“共犯的”行為においてはじめて「指

示」が存立する。そこでは、指差すといった“動作”そのことは聴者の側での解釈的限定の一つの手掛りたるにすぎず、話者自身は別段、確定記述の方式をとるわけではないにしても、聴者の側では確定記述と同趣の方式で $x \text{ als}(a_1)$ の相で限定するのである。かくして、言語的交通の現実的場面における「指示」は、意味理論上の内実においては被述定的提示なのであるが、論者たちは、これを端的な「指示」(x の指示)と二重写しに了解する。そして $[x \text{ als}(a_1)]$ は、“心のなかの観念”ではなく、多くは“外部的に知覚される”“事物”(広義の“事物”)であるため、「指示される意味」=事物という思念が生ずる所以となる。——われわれ自身、述語判断(つまり意味構造上は二重の指示・述定態)の“主語”が、第二段の述定に対して対象指定的であるかぎり、 $x \text{ als}(a_1)$ を指示の意味として便宜上処理することを厭わないが、但し、われわれは論者たちのように $x \text{ als}(a_1)$ を x そのものとを二重写しにする弊、従って、 $x \text{ als}(a_1)$ が事物という即自的に客観的な存在であるかのように思念する弊は、自覚的に卻ける——。」 175-7P

「ところで“指示”される“事物”は単一・同一であっても、述定的所知性の相違に応じて、意識事態、ひいては、表現・理解される内容が相違するところから、一部の論者たちが“事物”として思念している $[x \text{ als}(a_1)]$ の両契機を分離し(精確に言えば、むしろ、 $x \text{ als}(a_1)$) と、それについてさらなる述定のおこなわれる(a_1)とを分離して)、(a)という契機を“心象”であると思念する理説が登場する。勿論、(a)は自体的に覚知されるわけではなく、必ず $x \text{ als}(a)$ という構造で覚知されるのであるが、論者たちは、当の x (精確には $x \text{ als}(a_1)$) をもはや“事物”ならざる“心像”の次元に求める。ここにおいて、論者たちのいう“心象”(実は“心像”的に表象される $[x \text{ als}(a_1)]$ を(a)として措定したものが“意味”であるとみなされ、それが“単なる事物”に對置される所以となる。そして、論者たちは(a)を心理的な *realitas* とみなして「一般表象」とか「代表観念」とか称する。われわれの見地からみれば、論者たちは(a)と $[x \text{ als}(a)]$ とを二重写しにしている次第なのであるが、言語的活動の具体的な場面からのアイデアリジールングによって「ラング」なるものが物象化されるのと相即的に、 $[x \text{ als}(a)]$ もアイデアリジーレンされ、事実上(a)に帰向するため、意味=心象という論者たちの錯認は日常的意識にとつて受納され易い。学理的に検討すれば、しかし、(a)を“心象”と二重写しにすることは所詮無理であって、爰に、われわれが第一節でみたごとき悖理が生じ、此説は自壊せざるをえない。そこで、意味を心像としてではなく、心的な作用として把え返す理論が現われる。が、この意味=作用論は、われわれの謂う「述定的意味」と「表出的意味」とを一括するのが通則である。それゆえ、われわれとしても「表出的意味」の一斑を射程に入れて論ずることにしよう。」 177-8P

「「意味作用」なるものは、それ自身としては、“心理的にレアルな”作用であるが、論者たちが思念している事柄の内実は、与件を或る(a)として述定・陳述する機能的限定であって、単なるレアルな作用ではない。しかも、述定的表出は、上述の指示の場合と同様、話者の営為自体で完結するのではなく、現実的には聴者の“共犯的”行為を俟ってはじめて成立するのであり、聴取的に理解されたかぎりでの述定的表出は、既に被表出的(a)として現前している。このゆえに、「辞」によって分掌される表出機能すら、ラング的次元での“意味”の固定化を生じうるのであり、——それを手掛りにして、確定記述に類する方式とはいわぬまでも、謂わば連立方程式の解を劃定するとき方式で、パロルの次元での特

個的限定もはじめて可能になるのであって——決して、特個的心態の“直示”的伝播が現成するわけではない。「意味作用」の表出といっても、こうして、レアールな心理作用そのことではなく、述定的陳述態の間主観的“共有化”が事の眼目である。——ここでは指示・述定・表出、さらには喚起の全契機が介在しているのであって、イデアールな所知性(a)が必然的要件をなしていることは、更めて強調するまでもあるまい——。この間主観的な“共有化”的帰属、それが言語的記号使用の場で既成態となっている機制に定位して、意味とは記号使用のルールであるという意味観も登場する所以となる。言語活動における記号の相互主体的な媒介機能の在り方、正しくは、言語主体による記号の間主体的使用の在り方の“同調性”“同型性”が既成化しているかぎり、ラング的次元での合規則的な記号使用が、指示・述定・表出・喚起の総体にわたって“意味”の間主観的“共有”化をもたらすことは慥かであろう。が、しかし、われわれの見地からいえば、事の眼目は、“使用”“規則”そのことではなく、記号によって指示・述定・表出・喚起されるところの或るものが間主観的に対妥当的であるという点に存する。ラング的に物象化された既成態においては、記号の言語主体に対する対妥当性と記号の“意味”に対する向妥当性とが相即するかぎりで、「使用」は間主観的に対妥当的な「意味」を示差的に顕示する一具たりうるが、だからといって、「使用」がそのまま「意味」そのものなのではない。」178-80P

「われわれは、以上、従前における意味論の諸類型が、指示・述定・表出・喚起の間主観的な機能的述定態ないしその諸契機をいかなる射映で把えたものであるか、その犯している錯認の一斑をも指摘しつつ、われわれの視座から定位した次第であるが、これによって、言語的記号がそれとして向妥当し対妥当する構造的成態の総体を「意味」=所記として扱い、——「意味」なるものの物象化を卻けつつ、——指示・述定・表出・喚起の機能的諸契機を飽くまでこの“函数的連関態”の“項”として処理しようとするわれわれなりの見地を示唆し得たことと念う。最早、紙幅も尽きたので、敷衍には別稿を期せざるをえない。」180P

「尚、本稿では主として「述定的意味」に即して、その“存在性格”と“間主観性”を顕揚したのは、実のところ「意味」のこの契機が、認識論上、いわゆる「構成形式」と「先験的主観性」のプロブレマティックと直接的に関わるものであるからにほかならない。「言語的意味」と「認識」の関係を認識論的に論考するに際して、この契機こそが鍵鑰をなすことは識者の齊しく認めるところであろう。が、本稿の範囲では、判断の様相や関係はおろか、判断の「量」「質」の討究に立入ることすら割愛のほかなかったため、趣意が通じ難かったことかと惧れる。この欠は、取敢ず別著の参看によって補全していただければ幸甚である。」180P

(編集後記)

◆とりあえずの偶数月の二回発刊の二回目です。奇数月は一回、4月まではこの態勢を続けます。

◆巻頭言は、被ばく問題をとりあげました。この課題、本格的に取り組む必要を感じているのですが、これも未だなしえていない課題です。それにしても、原発の危険性がまたもや露呈しているのに、資本主義の「我が亡き後に洪水よ来たれ」の精神で、破滅へと突き

進むのでしょうか。

◆読書メモは、「廣松ノート」の『もの・こと・ことば』の5回目です。次回がこの著の最終回です。

◆自民党の「裏金問題」で揺れていますが、そもそも、企業献金などという、どう考えても贈収賄でしかないことが続いていくのか分かりません。イベント資本主義での広告会社の暗躍や、非正規雇用の拡大での人材派遣会社の中抜きのようなこと、資本主義の腐敗の極みのようなことです。企業献金の収支報告、また政策活動費などの公開などを義務づければ、この資本主義の腐敗の構造が露呈していきます。それにしても、マイナンバー制度などという右往左往の意味不明の民衆の情報管理をしようとしているのに、政治がちゃんときちんと情報公開をしない、このアンバランス、もはや資本主義の破綻を露呈しています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこととらえ返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>